

総務省独立行政法人評価委員会 平和祈念事業特別基金分科会（第27回）

平成24年6月29日

於：三番町共用会議所

【亀井分科会長】 それでは定刻前でございますが、ご出席予定の委員の先生方は既にお席にお着きになっていらっしゃると思いますので、少し早目でございますけれども、第27回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は奥林分科会長代理、玉井委員、時任委員は欠席と伺っております。また、時任委員からコメントを頂いておりますので、後ほどご紹介をさせていただきます。

それではまず、分科会の開催に当たりまして、田家大臣官房審議官からご挨拶を頂戴したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

【田家審議官】 官房審議官の田家でございます。

先生方、本日はお忙しい中、またお暑い中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日は平和祈念事業特別基金の平成23事業年度における業務の実績、自己評価についてご審議をお願いいたしております。

平成23事業年度につきましては、議員立法でありますシベリア特措法を受け、平成22年10月から開始をしておりました特別給付金の支給の受付が、本年3月31日をもちまして終了をしたところでございます。受付を開始いたしましてから本年3月31日までに6万9,000人の方からご申請をいただきました。そのうち6万8,000の方に特別給付金の支給を認定いたしまして、6万7,000の方に既に支給を行うことができたというふうに聞いております。この制度が検討されていた際に見込まれていた対象者は約6万7,000人でございますので、対象の方にはおおむね特別給付金を支給できたのではないかと考えております。

また、平成25年4月1日までに基金は解散をするということになっており、今後私ども基金とともに、その準備を進めてまいります。この点につきましてもご知見を賜りながら、総務省としても適切な対応をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。本日は先生方には多角的な観点から、あるいは大所高所の観点からもご審議をいただければと存じております。どうぞよろしく願いをいたします。

なお、事務局のほうに異動がございました。担当の参事官補佐として黒田が着任をいたしておりますので、この場をお借りして紹介をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【黒田参事官補佐】 よろしくお願ひいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思ひます。まず、本日の配付資料につきまして、事務局から確認をお願ひしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、私のほうから配付資料の確認をさせていただければと思ひます。まず配席図、それから議事次第、委員名簿をお付けしております。次に、資料1として第26回分科会の議事概要（案）、資料2-1としまして、平和基金が作成しました自己評価調書、資料2-2としまして、随意契約等の見直しについて、資料3としまして、平和基金の役員報酬基準の変更に係る資料を配付しております。

また、最後でございますが、参考法令等を参考にお付けしております。

以上でございますが、何か足りないもの等ございませぬでしょうか。

【亀井分科会長】 いかがでございませぬでしょうか。よろしゅうございませぬでしょうか。お揃いでいらっしやいますか。

それでは早速議事に入らせていただきます。

まずは議題の2でございますが、昨年8月9日に第26回の分科会が開催されております。その際に決定されました事項を議事概要という形でまとめていただいておりますので、これについて事務局からご説明をお願ひしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、昨年8月に行われました第26回の分科会の議事概要（案）を御説明させていただきます。資料1になります。その際の主な決定事項を読み上げさせていただきます。

1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第25回）の議事概要の確認を行い、（案）のとおり了承された。

2、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成22事業年度における業務の実績に対する評価結果（案）について審議を行い、委員からおおむね次のような意見が表明された。

- ・ 「特別給付金の支給のための準備」と「標準審査機関の設定」について、1つの事

実を評価して、両方ともCとなっている。法案が通ってから支給開始までの準備機関が短かったこともあるので、そのあたりは少し考慮すべき。

- ・ 「ホームページの充実」はAAとなっておりますが、十分な説明がされていると言えるか。もう少し皆が納得できるような書きぶりにできるといい。

なお、修正については分科会長に一任された。

3、平成22事業年度財務諸表及び事業報告書等について審議を行い、了承された。以上でございます。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。

議事概要につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。何か、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお示しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。特段ご意見はないようでございますので、前回、第26回の分科会についての議事概要については、これで確定とさせていただきます。

それでは、引き続きまして議題の3に入らせていただきます。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成23事業年度における業務の実績に関する評価について、今回は自己評価を平和基金からヒアリングをするということにさせていただきます。

まず、ヒアリングに先立ちまして、政策評価独立行政法人評価委員会から平成22年度の評価結果に対する意見や、今後2次評価を行う際の留意事項をまとめたものが送られてきております。委員の先生方には、既に事務局からご送付申し上げていると思いますが、基金から自己評価の説明をいただく前に、まずこれらの資料について事務局からご説明をいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

**【黒田参事官補佐】** それではご説明をさせていただきます。配付しております、参考法令をご覧ください。主なところだけご説明をさせていただきます。

まず15ページをお開きください。

こちらですが、総務省所管独法の平成22年度における業務実績に関する総務省独立行政法人評価委員会の評価結果について、評価制度を所管する立場である政策評価独立行政法人評価委員会から意見が述べられたものです。

17ページでございますが、別紙1となっておりますけれども、こちら以降に総務省所

管4法人の評価結果への意見が記されております。

共通事項としましては、まず内部統制の充実強化につきまして、平成22年12月に閣議決定されました独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針への対応等について、最後に震災関連について。こちらについて評価結果についての指摘がなされております。ただ、今回は平和基金に対する個別の指摘はございませんでした。

続きまして119ページをお開きください。

こちらは政策評価独立行政法人評価委員会より、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点が示されているもので、昨年から変更はございません。こちらの視点に評価の視点に基づき示されたものが、125ページになります。

こちらが本年5月に示されたものでございますが、平成23年度業務実績評価の具体的取組についてです。こちらでは、政策評価独立行政法人評価委員会が2次評価を行うに当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項が記載されております。例えばですけれども、法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績評価ですとか、分析・結論に至る考え方、評価結果等についての説明の分かりやすさ、また、内部統制の充実強化に向けた取り組み等が留意事項とされております。

また最後に、ご参考ですけれども、127ページ、こちらに平和基金の解散について定めた法律の抜粋を付けさせていただきました。

以上、甚だ簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。

**【亀井分科会長】** ただいまご説明いただいた部分に関してご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは平和基金から自己評価についてご説明をお願いしたいと思います。20分ほどをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【福井理事長】** 平和基金理事長の福井でございます。日ごろ大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。本日はまたご多忙のところ、ご遠方のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平和基金は平成23年事業年度、特別給付金の支給事業に専念してまいりました。おかげさまで、先ほど田家審議官からご報告いただきましたように、多数の方からご請求いただき、現在、6万8,000件を超える方々に給付金の支給ができました。金額ベースで約193億円に、今週初めに到達いたしました。これもひとえに総務省はじめ関係各位の皆様方のご指導、ご協力の賜物だと深く感謝いたしております。給付金を受給された多くの

方々から、感謝の言葉をたくさんいただいております。本当にこの給付金事業に担当させていただいて良かったなど、職員一同考えております。本日はご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**【大西理事】** それでは、自己評価のご説明をさせていただきたいと思います。座ってご説明させていただきます。

まず、評価項目の第1、業務運営の効率化の1、人件費の削減でございます。人件費につきましては、人員削減、超過勤務の縮減などによりまして、22年度に比べまして1.1%の減となっております。この1.1%というのはどのような数字かと申しますと、参考までに中期計画目標、これが4年6か月で4.5%ということですので、年率換算しますと年1%以上削減するというのが中期目標でございました。人件費の削減につきましては、中期計画期間が済んでおりますが、引き続き23年度におきましても当時の中期目標と同じレベルの削減を達成できたということになっております。

それから基金の職員の人件費を国家公務員のラスパイレス指数で比べますと、本指数は年齢のみ勘案したものですけれども、これが108.6ということで、前年度に比べまして0.4ポイント改善しております。併せて参考指標として、地域の事情まで勘案したものの、つまり国家公務員、日本全国に勤務しておりますが、東京都特別区に勤務している国家公務員と比べれば、95.1という数字になりまして、国家公務員並みといいますか、少し低いという状況でございます。

効率化の2番目が外部委託の推進でございます。特別給付金支給事業につきまして、昨年度に引き続き、その一部を外部委託いたしますとともに外部委託業者の事務改善を指導するなど、効率的に実施いたしました。このことが給付金の早期支給につながったものと理解しております。例えば、外部委託業者の事務改善の状況の例としまして、3ページの下の方の評価結果の説明のところの、事務処理と電話対応業務を外部委託しておりますが、外部業者から当基金に対する転送率、すなわち業者では手に負えないものといいたいでしょうか、そういったものが22年度は8%は基金のほうに回っていましたが、23年度になりますと0.58%と、1%以下に減少するなどしております。

それから3番目が組織運営の効率化でございます。旧事業から特別給付金支給事業への内部振替2人、昨年度は9月まで展示資料館の運営ですとか、展示会を開くとか、出版物を頒布するとか、様々な事業をしておりまして、引き続き22年の10月以降もその残務

処理をしていたわけですが、23年度に入りまして、4月に旧事業担当者は全部給付金事業に振り替えました。それからシステム担当1人を10月に削減いたしました。昨年度はシステムがうまく動かないで、処理が大変だったわけですが、23年の10月ぐらいになりますと順調に動き出したので、担当の職員を1人減らすなど、機動的な人員配置を実施いたしました。さらに24年3月末の時点で受付の締め切りも踏まえまして、3名の減をしたところでございます。

次に4番目が随意契約の見直しでございます。随意契約の件数は、22年度に比べまして11件減っております。金額については1億円以上減っております。また、契約監視委員会から、23年度に契約した随意契約を逐一点検していただきまして、随意契約もやむを得ないだろうという旨の「見直しを実施するものはない」とのご指摘をいただいております。なお、契約監視委員会の概要につきましては、資料2-2で皆様にお配りしておりますので、後で見ただければと思います。

次に、特別給付金支給業務の質の向上に関する事項になります。まず特別給付金の支給状況、全般状況です。

冒頭審議官からもご紹介ありましたように、この特別給付金、議員立法の制度ですが、法案立案担当者が当時推計しておりました給付金の対象者が6万7,000人ほどでございました。これに対しまして、23年度内に6万9,000人の受付をして、既に6万8,000人の認定を行っております。また、認定者6万8,000人のうち1万2,000人は新規の請求者ということで、広報の効果が大きかったのではないかと考えております。

また、量で目標を上回ただけではなく、質的な面もいろいろやらせていただきました。まず判定委員会を設置いたしまして、審査の難しいもの、本当にその方が抑留された方なのかどうかといったようなことにつきまして、判定委員会を設けまして、慎重適正な審査を行ったところでございます。また、請求者が大変ご高齢であるということを勘案いたしまして、請求者の負担軽減措置を図っております。また、電話による請求案内、請求書を送付して送付したままということではなく、必要に応じて電話による請求案内や、丁寧な対応を行うなど、直接請求者の方に呼びかけることにより、請求者の皆様に対しまして良質なサービスを提供できたのではないかと考えております。

(4)が特別給付金支給事業実施の周知ということで、これは広報の話でございます。夏場、終戦記念日前後、この種の問題に非常に国民の関心が高まる時期、集中して広報を行いました。その結果、広報する前と後とを比べますと、請求書送付希望件数が3倍に伸

びております。広報の効果をどのように計るかということがあるかとは思うのですけれども、この給付金事業の場合、前回の特別記念事業と違いまして、前回は市町村に請求書を置かせていただいて、そこから思い当たる方が請求していただくという方法をとっていたのですが、この給付金に関しましては、まず思い当たる方に基金にご連絡いただき、ご事情をお聞きしてから請求書を送付して、それを送り返していただくというような手順をとっておりますので、この請求書の送付希望件数が、広報の実績を計るのに良いのではないかとということで取り上げたものでございます。それから期限直前の広報効果ということで、今年の3月31日が締め切りでございました。請求漏れのないよう、最後に集中的な広報を行いまして、この請求書送付希望件数が3.6倍から6倍とありますのは、広報を実施していない月と広報を実施した2月、3月を比べますと、2月は3.6倍、3月は6倍という効果があったということでございます。また、総務省と連携いたしまして、極めて効率的・効果的な広報を実施できたのではないかと考えており、関係経費を大幅に縮減できたところであります。

それから標準期間の設定ということで、1カ月のものは、前回の特別記念事業で既に慰労品を受けられた方、すなわち抑留者の方であるということがわかっていらっしゃる方につきましては、今度は帰還の時期、日本にお戻りになった時期だけを調べれば良いので、1カ月ということでやっていますが、これらにつきましては処理率97.5%。それから3カ月もの、新規に請求された方には確かに抑留者の方なのかどうかということまで調査しなければならないので、お時間をいただきまして3カ月ということになってはいますが、これが92.1%、いずれも90%以上の期間内処理ができました。

それから申請者への通知という項目で、認定された方には認定通知書、残念ながら該当者でないという方には却下通知書を送らせていただきましたが、いずれも1週間以内に送付できました。

それから7番目が地方公共団体との連携ということで、特別給付金支給事業の調査、先ほど抑留者かどうかということ調査していると申し上げましたが、都道府県に関係資料がございましたので、ご協力いただいて調査をしていただいております。あるいは、多大な効果があったのですが、この当給付金の広報などに関しまして、都道府県市町村の皆様と緊密に連携協力したところでございます。広報実施に当たっては丁寧に説明、私どもと市町村との関係は、「やれ」といって、「はいやります」というような関係ではございませんので、趣旨にご賛同いただいた市町村は、「じゃあやりましょう、ついてはどうしたらいい

のでしょうか」ということでありますので、そういった場合は丁寧な対応をさせていただいたということでございます。それから地方公共団体を訪れた請求希望者への対応についても緊密に連携、先ほども少し触れましたけれども、やはり請求者の方にとっては市町村が身近な窓口ということですが、そこに行っても請求書を置いてごさいません。そういう方が来られたときは当該市町村と当基金のほうで緊密に連絡を取り合って対処したわけでございます。

大項目が変わって第3、予算、収支計画、資金計画関係でございます。

運用資金につきましては、運用方針に基づきまして安全適切に運用いたしました。その結果、運用等収入が5億7,600万円上げることができました。また、23年度の財務諸表につきましては、適正に表示されている旨の監査報告を会計監査法人からいただいているものでございます。

それから第4、その他事項に入りまして、まず、研修でございます。外部研修への派遣、内部研修の実施を通じまして、適切に内部事務の遂行に役立てることができたのではないかと考えております。環境対策はたくさんあるのですが、例示として環境に配慮した物品等の調達、これを100%達成いたしました。職場環境、メンタルヘルス、セクハラ・パワハラ防止につきましては、昨年同様周知徹底させていただいたところですが、23年度につきましては、特にセクハラ防止等について講演会を実施して、強力に徹底を図ったところでございます。それから3番目が内部統制・ガバナンス強化の関係で、昨年と同様、改善事項の洗い出しとその改善というのを行ったわけですが、23年度につきましては、さらに、理事長のマネジメントの強化、監事監査の強化を図ったところでございます。例えば、理事長マネジメント強化の関係では、「理事長と法人ミッションを語る会」を日ごろ理事長と接する機会の少ない幹部以外の全職員と懇談会を設けまして、意見交換を行いました。また、監事監査の強化につきましては、会計監査のみならず、業務監査につきまして監事監査を定期的実施するという制度を導入いたしまして、幾つかの改善を図ったところでございます。

それから最後の項目になりますが、4、解散に向けた取り組みでございます。まず、解散準備、これからはこの業務が主要な業務になってくると思いますが、23年度におきましては、まず資産・債務承継のための委員会を基金内に設置いたしまして、手始めとして法人文書、電算データにつきまして承継準備作業を開始し、文書であれば要らないものを捨てる、整理する、データの在り方を整理するといったようなことを開始したところでござ

ございます。

それから、解散に向けて残務処理も適切に終えなければいけないということでございまして、1つ目は寄託品の寄贈切り替えということで、展示物について、預かり物につきましては所有権を基金に移していただいてから国に引き継ぐという手続きになりますが、残念ながら23年度においても、19名様ほどその手続きが、連絡等とれないというようなこともありまして、済んでおりませんでしたけれども、これらにつきましては23年度内にすべて整理済み、寄贈文書をいただいたかお返ししたということでございます。

それからもう一つの残務処理といいますか、引き続きの業務としまして、財団法人全国抑留者協会が実施します慰藉事業に支弁するための基金を、国から基金を通じて、当基金を通じて全抑協のほうに基金を積むといった、その基金がございまして、その基金の運営、監督を基金が任されているわけですけれども、事前に計画を審査したり、事後報告を聴取したりして適切に監督を実施したところでございます。

以上、事項全部数えてみますと、評価項目が15、Aが13、AAが2といった全体状況でございます。

以上でございます。

**【亀井分科会長】** はい、ありがとうございます。ただいまご説明をいただきましたが、竹重部長、あるいは羽深部長のほうから何か補足等ございますか。よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。以上のご説明につきまして、何かご質問ございましたら、どうぞお示しをいただきたいと思います。なお、時任委員からは、全体としてA評価が多い印象を受けるけれども、かといってAをBに直す必要はないのではないかと言ったコメントをいただいていることをご紹介します。ご質問、ご意見等をお示しいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

**【兼川専門委員】** まず、最初のページ番号1、2で、人件費の削減のところについては、結局パーセンテージで人件費削減を出すのに意味がある事業とそうでもない事業があるのかなと思ひまして、この平和祈念の事業はミッションが非常に明確で、次第に人も減っていくというようなことがもともと決まっている事業なので、それで削減費何%というような評価を無理にしなきゃいけないのは辛かろうなという気持ちがちょっとございました。もちろんこれはAがいけないとか言うつもりは全くないんですけれども、評価の仕方としてそのように思ひました。

順番に申し上げますと、次の3ページのところの電話転送件数のところは、事前に説明をいただいた際に申し上げたのですが、御説明のところ、パーセンテージで示して、激減しているということを書いていたので、取り入れてもらってありがとうございました。

次に、特別給付金の周知ですが、これは事業実施の周知の評価が難しいというようなことで、何をしたときにどういう感じで送付件数が上がったかとかいうのが、件数と何月というようなことで言われると、なかなか評価のときにわかりにくいので、少しグラフみたいになるといいと事前説明いただいた際に申し上げましたら、載せていただいており、これはその説明にある8月とか、11月とか、3月とかで、何をしたときにきれいに上がっているというのがビジュアルで見えるようになったので、分かりやすくなって良かったと思います。ありがとうございます。

特別給付金の標準審査期間ですが、これは100%達成できてAということになりますと、非常に頑張ってもAしかつかなくて、ちょっとお気の毒だなというか、100%でAだと、この項目にはAAはないと、評価としてないということになって、それがあまり見えないのもなんだなあと思いました。ただそれが国の評価基準として、Aが100%というのがあって、そこが動かせないのであれば、例えば、コンクールなどで1等なしの2等とか、バイオリンとか、ピアノとかございますよね。何かそういう感じかなとちょっと思ったので、AAはつけようがないのだけれどもAであるとか、何かそのように言ってもいいのかなと思いました。

最後に、内部統制、ガバナンス強化ですが、一般的な意見で恐縮ですけれども、非常にミッションの明確な事業において、だんだん人も減っている中で、相当会議が多いなというような印象を、正直受けました。もちろん慎重に慎重を重ねていくのは良いことだとは思いますが、一般国民的には、やはりその辺も必要十分な範囲でやってもらいたいというような気持ちもあるのではないかと思います。非常に慎重であるとか、何度も確認するとかということも大事なのでしょうけれども、必要十分な会議だったかどうかということが、この説明では私にはわからなかったもので、これが駄目だとか言うつもりは全くないんですけれども、その辺りのことは評価の際に難しいものだなというような、心覚えのようなどころもございました。

私としては、付けられた評価について、今回問題があるということではないのですが、せっかく委員にさせていただいたので思ったことも少し申し上げたほうが良いかなとも思

いました。皆さんも私の感覚がちょっとおかしいところもあるかもしれないので、ご意見等あればとは思っております。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

【鈴木専門委員】 まず、技術的な話をよろしいですか。先ほどの理事の方が説明された中でお聞きしたいことがありまして、3の組織運営の効率化の中で、システムの人の規模を減少しましたというお話があったと思うのですが、ここの要旨のところ、減らした人はどのように活用なさったのかなということなのですが。

【大西理事】 詳しく申し上げます。評価調書4ページになります。実施結果というのがこの右のほうに大きく書いてありますが、3の(2)ですね。平成23年10月に認定のシステム担当者1名を出向元に転出させました。要するに基金からすれば1名減でございます。

【鈴木専門委員】 そういうことなんですね。出向元に帰したんですね。

【大西理事】 はい。

【鈴木専門委員】 わかりました。ありがとうございました。

それから、特別給付金の(4)の周知と、(7)の地方公共団体との連携についてですが、ざっとお話を聞く限りでは、(4)がAAになっていて(7)がAなんですよね。感覚的には、何か同じように努力しているのかなと思えるのですが、(4)のほうがAAで(7)のほうがAというのは、どこに相違があるのかと。その相違のところがちょっと見えなかったの

【大西理事】 これは自己評価でして、Aがいいのか、AAがいいのかというのは先生方のお決めになることですが、我々がこのA、AAとつけた気持ちは、(4)のほうは数字で広報しないときとしたときとを比べれば、3倍とか3.6倍、ないしは6倍といった、明らかに目標100%を十分超えているので、ある程度定義に当てはまり数字で証明できるので、(4)の広報関係はAAとしたところでございます。(7)の地方公共団体の連携につきましても、何がA、100%ですか、どれだけやったら普通で、どれだけやったらすごいのかというのが証明できないといいたいまいしょうか、説明が難しいので、Aかと。

【鈴木専門委員】 なるほど。それで理解しました。

それから細かい話なのですが、第3の予算収支計画で、運用等収入は5億7,600万円ありましたとあるんですけども、財務諸表のどこにこの数字があるのでしょうか。

【大西理事】 これは現金ベースです。

【鈴木専門委員】 キャッシュベースで損益ベースではないということですか。この差額は損益ベースではなく、発生収入とキャッシュベースの差ということですか。むしろこういう意味だったら、キャッシュベースで書くということですかね。損益ベースで書くのが普通ではないかという感じがしますが。

【基金事務方】 評価調書においてはキャッシュベースで書いております。

【鈴木専門委員】 そうですか。わかりました。

それから、第4の3の内部統制・ガバナンス強化ですけれども、監事監査の強化を実施と書いてあり、②で定期監事業務監査の導入と書いてあるのですが、これは普通監事監査の定期というのは大体決算監査で、あと臨時監査みたいな監事ですけれども、監査計画においても定期の業務監査という計画のもとになさったと、こういう理解でよろしいんですか。

【大西理事】 それでは補足させていただきます。評価調書33ページになります。33ページの下の方に「(2) 監事による業務の更なる監査」というのがございます。監事から23年度の監査方針が示されまして、具体的な監査項目をどうするかということで監事と理事長・理事が協議いたしまして、基金の全業務の課題を洗い出して、その重要度、優先度、必要度等を勘案して9つの監査項目、それから細目として30の監査視点を作りました。どんな監査項目かというのが下の①から⑨までの項目でありまして、項目ごとに月1回監事のチェックを受けるもの、四半期に一回受けるもの、半年に一回受けるものそういった形で実施したわけでありまして、そういったことで、この9項目を毎月なり、四半期に一回なり、定期的に行っているという意味で内部呼称とし、定期監事業務監査という名前をつけさせていただいたということがございます。

【鈴木専門委員】 わかりました。ありがとうございます。

それから、最後に財団法人の全抑協会基金の監督を適切に実施とありますが、今、一般的に言われているのが、財団法人に対する資金について云々と世の中に言われている。その辺との関係というのは、うちが直接委託されて出したという、こういうことでよろしいんですよね。本省から。

一般的にね、これ財団法人だと思うんですけれども、財団法人ですよ。

【羽深事業部長】 財団法人です。

【鈴木専門委員】 財団法人に対して、例えば出向とか、例えばの話で、お金の支出とかということについて、世の中で、適切にと言われているじゃないですか。その辺は、法

的にこういうふうにやりなさいというのがあり、それにのっとった形でやったわけですね。自主的にやったということではないのですよね。

【北原特金室長】 すみません。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【北原特金室長】 これは平成元年に平和基金が認可法人時代であったときに、平和基金の事業としてお金を出したものでございます。事業としてはお金を出すところまでです。お金を出して、この財団に基金を造成する。基金造成という事業を平和基金においてお金を出してやっていく。平和基金の事業としてはそこで終わりですが、今度は財団がそのお金を使用して、慰藉事業というのをやっていきますと。これについて使用計画を出させて承認するといった形で、きちんと本来の目的どおりに使っているか見ていくこととされており、これが今の平和基金としてやっていただいている、そういう構造の事業となっております。

【鈴木専門委員】 ありがとうございます。それで、全体的な感想で、これも全く私見ですけども、やはり法人とか、企業もそうなんですけれども、クローズするというと、大体モラル低下してやる気がなくなるところがあるのですが、それに比べて、しっかりやっているなという印象はすごく受けています。だから皆さん、すごく努力なさっているなと。こういう感じは非常に受けました。まず総論的にですね。

それで、私からはコメントというか、事前説明のときに伺ったことについて、まずAA評価、又はすごく悪い評価について、評価そのものは分科会の責任でやらなければいけないということなんです。ドラフトは一応出していただいても。そうすると、一般の人が見て、この説明で、例えば我々がこういう評価をしましたということがわからないといけなのではないか。今、大西理事からも説明されましたが、何回も話を聞くとすごくわかるのですが、そこが評価調書の中でどのように落とし込まれているのかなと。

それから、今回の評価調書は淡々と書いていただいていますけれども、やはりプライオリティーといいますか、重要な項目とそうではない項目をきっかり分けないと、同列に読んでしまうので、なかなか評価が、例えば国民の目線を見たときにどうかということもあるので、そこはこれから工夫しなければいけないのかなということが私の私見で、皆さん委員の方がどのように思われるのかということで、問題提起をさせていただきました。

それから、評価そのものは、単独で評価することになっているのですが、例えば人員を削減しましたと。そうすると、例えば極端に20人いたのが10人になります、すばらし

いですよねとなりますが、それでサービスが低下されたというだけのことであれば簡単にできるのではないか。だからその辺はどのようにとらえて評価するのかと。もしそうであれば、そのようなこともやはり人件費の削減のところと、それから業務の質といいますか、その辺がどうなのかというところを併せて考えなければいけないのかなということで、これも委員の先生方のご意見をお聞きしたいところです。

それからAAのところは2カ所あるのですが、評価項目が関連していますね。致し方ないのかとは思いますが、最初のAA、特別給付金の支給は、つまりは結果ですね。次の特別給付金の広報活動、これは手法ですね。これが同じように出てくるわけですよ。ですから因果関係といいますか、結果が良かったから、この効果でしょうということで、こういうとらえ方でいいのかなと。それから、もし結論としてAAというのであれば、書きぶりもまた違った観点から評価を書かなきゃいけないという私の個人的な意見で、ちょっと議論していただきたいということで申し上げました。

それで、先ほど大西理事の説明の中で良いことを言ってくれたのは、やはり質の問題とおっしゃられたんですね。質の問題で、こういう質は落ちてないです、こうですよ。こういう質がありましたよと。やはりそういうところが評価調書の中にどの程度説明がなされているのかということで、例えば、この中の3ページに外部委託の推進がございますよね。自己評価のところの3ページのAですが、説明を聞いてよくわかったのですが、委託先のコールセンターからの基金の電話転送件数が激減と、こう書いてあるのですが、これは最初はよくわからなかった。要するに、委託先から基金に聞くのは、トラブルがあって問題がわからないものがあるからであって、そういうものが減ったんですよと、こうお聞きして、ああ、なるほどなとわかったのですが、普通この調書を読んだだけでそういうことが読み取れるのかと。

【福井理事長】 表現がわからないということでしょうか。

【鈴木専門委員】 表現がね。だから、そこが事実を、難しい言葉というよりはやさしい言葉でわかりやすく書く努力も、これは我々がやらなければならない仕事だとは思いますが、そういうことも検討しなければいけないのかと思っているところです。

以上です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ご説明に関して、何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞお示しいただければと思います。

【大西理事】 お二人方の回答、よろしいですか。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【大西理事】 まず、兼川先生コメントの、自己評価調書ページ番号1、2ですが、人件費削減に数値目標が付されておりますのは、特別給付金以外の通常業務といいたいまいしょうか、先ほど旧業務という言い方をしましたが、それを実施していた期間は、22年の9月までの数字です。それでこの、23年度は評価基準を工夫して、中期目標の数値目標にかからないのであれば他の目標を立てればいいのではないかというのは、まさに、今お聞きして、ああ、そういう考え方もあったかと思ったのですが、この目標を設定するときは従来の目標をそのまま持ってきてしまったということがございます。この評価基準を毎年度どう設定するかというのは難しいところで、もう基金は25年度はないのですが、評価基準の設定自体について、ご指導いただけたら良かったのかなと思いました。

それから15ページの標準審査期間の処理率の話でございますが、一般論として、例えば90%処理できればAで、99%だったらAAということでもいいじゃないかとおっしゃるのは、まさに一般論としてはそのとおりだと思います。そういう目標の設定の仕方をすればそういう評価になったと思います。

それから28ページで、会議が屋上屋じゃないかということですが、決してそういう意味ではございません。メンバーが似通っておりますので、A会議とB会議を同時といたしますか、終わった後にすぐやるとか、そういうふうにさせていただいております。32ページに書いてあるのですが、例えば、毎週の連絡会と特別給付金支給のための全体会議というのは、同時といいたいまいしょうか、相前後してやっております。

それから理事会と、この新しい監事監査システムで作りました監事監査改善報告会、これも同日の前後でやらせていただいております。組織論でいうと不調法なのかもしれませんが、運営的には無駄な会議はないということで自己評価をさせていただいております。

それから鈴木先生のご指摘のAA評価についてでございますが、私ども自己評価の方法としましては、このぐらいやればAかなと思っているところにそれ以上できたらAAというのを付けさせていただいております。ご説明に伺ったとき、話を聞いていて全然AAとは思わないなというようなご指摘もありましたので、本日は加えていろいろな、当基金で工夫したこと、努力させていただいたことなどを書き足しました。

それから、項目を単独で評価するのか複数で評価するのかというところ、これも難しいところですが、少なくとも私個人的にはこう考えております。評価項目が第1、効

率化、第2、質の向上とありまして、第2、質の向上で質が落ちているはずかないという前提で第1の効率化を論ずるといふことのつもりですので、質が落ちているならばこの効率化との関係性を評価分析しないといけないと思いますが、質が落ちていないので、少なくとも今年は効率化は単独で評価しても、そう問題はないのではないかと考えております。

それから、評価項目が関連している部分ですが、こちら難しいのですけれども、評価項目第2の(4)の周知・広報は数値目標、実績がご理解いただけるような数字が出せるのかなと思うのですけれども、(1)の特別給付金の支給というのは、目標自体が、9ページを見ますと、事業を実施するというのが目標でございまして、どういうふうな具体的な目標を立てるのかというのは非常に難しいところでして、ここでは数値目標としては一応6万7,000を置かせていただいたのですけれども、2番目の要素として、鈴木先生からご指摘ありました質の向上、質の充実したところを幾つか書いたのですが、全体として、この(1)は支給事業全体の総論的な評価といった意識も、私ども自己評価する際にありまして、ですからどうしても周知でうまくいったのがこの(1)に反映するとか、そういうことになってしまうのかなと思いました。自己評価した立場から、どういうつもりで評価したのかということについては以上です。

【北原特金室長】 事務局からあくまで補足的に申し上げますと、例えば兼川先生からご指摘いただきました、特別給付金の標準審査期間の部分、100%が上限だからAしかつかないじゃないかというお話がございました。平和祈念事業特別基金分科会の評価の考え方、これは親会からの基準がおりてきているわけですけれども、100%を超えてとか、100%とか、そういう書き方で、数字で出ているというのはございます。この計算の仕方をするると確かに100%しかいかないということでございますが、一方で中身を見たときに、違う見方をいろいろ加味するということはあることだろうと思っておりますし、例えば3か月と言われて、ほとんど3か月以内で処理したけれども、ものすごく早くやっていたとか、仮にそんな事実があれば、そこは考慮の要素としてお考えいただく余地があるのではないかと。そのために、まさに先生方に、そうした点があるのであればそこを考慮して、総合的にご評価いただくと。AAにいたしますと、政策評価・独法評価委員会から数字から言うとおかしいじゃないかという話が出てくるかもしれませんが、そこはまさに大所高所からのご審議という形でいただくということであれば、この分科会発足時の評価の考え方で100%という数字はあるけれども、その中身に至ってご審議いただくということがあるのではないのかと、一般論としてでそういうことがございます。

それから鈴木先生からご指摘をいただいております、項目を単独で評価するのか複合的に評価するのかという話、また、評価項目が関連している話ですが、これは去年もご議論いただいたかと思うのですけれども、評価項目の立て方が、完全に重複を排除はできないことになっております。1つの事業ごとで切っていくても、やはりツールと目的、全体といますか、先ほど基金の理事から全体とツールという形になったときに重複する部分、あるいは事業で切ったところとは別に、最初のほうと最後のほうに財務的観点から見たりとか、人的、あるいは内部統制とか、そうしたところで違う角度から切っている部分がありますので、そこはその重複を完全に排除するということではなくて、目的、手段というふうなものがあれば出てきてしまうと。ただ、じゃあそれをそのとおりにやるかということ、昨年ご議論いただきましたように、そこを全体的にご判断をいただくということをしてご考慮いただくというやり方もあるのではないかと承知しておりますし、昨年も、今、大西理事からお話がありましたように、そのようなご審議をしていただいたものだ承知しております。補足させていただきました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。今、北原室長のご説明の中で後半の部分でございますけれども、これも私、後ほど議論が出ましたら申し上げようと思ったのですが、例えば一つの例として、第3の6の(4)の特別給付金支給事業の実施の周知徹底と、(7)地方公共団体の連携というのは、まさしく活動としてオーバーラップしているわけですね。やはり何か活動として総合的な、相互に関連をしている部分が一体となっているものと、やはり違った側面から評価をするという部分がどうしても出てくるというのは、ある意味でやむを得ないのではないかと承知しております。ただ、おそらく鈴木先生がおっしゃろうとしたのは、例えば、場合によると(7)の部分が(4)の部分的な活動という形になるとすると、(4)がAAで(7)がAというのは、ずれているのはいかがかというようなニュアンスもおありになるのかなというふうなこともちょっと思ったりしたんですけれども、角度を変えて見たときに、その評価する項目が、少なくとも2つの項目で全く同じではなくて、違った面から評価するという部分で、評価の結果が違うということもあり得るのではないかと承知しております。後ほど議論が出ましたら私の意見を申し上げさせていただきます。今、北原室長からほとんど同じことがご説明のときに出了たので、発言をさせていただきました。ありがとうございます。

【鈴木専門委員】 室長おっしゃるように、まさに兼川先生が言うようなことについて、どのように評価をするかというのは質の問題があるかと思うんですね。我々に課せられ

たのは、前も議論されたと思うのですが、単純に数値目標があるから、その数値目標が、例えば100なのに結果が200になったらもうそれはAAなのかというと、そういう問題でもないですね。まさにその関連性というか、総合的にどのように判断するか。私が申し上げたのも、これは我々の責任だと思うのですが、やはり同じ項目でやってはいけないということは、私はないと思うんですよ。ただ、それについてどのように説明して、我々が判断したのかということが特に必要だと。ですから、極端に言うと、同じことを書いて良いんですというのは、これはいかがなものかと私は思うのです。だから違った切り口で評価をして、ですから、例えば最初の特別給付金の総合的な部分は、そこで評価をする。私はこれもAAでいいのかなと思うんですね。次に、特別給付金の広報活動については、やはり違った切り口で、そのプライオリティーというか、主張はこういうことなんだから、総合的な部分のAAとは全く関係はないとは言えないけれども、違ったことでこれは素晴らしいんだよというのが我々の責任かなと思い、一応問題提起をさせていただきました。おそらく亀井先生とそういう面で同じではないかと思えます。

(4)の特別給付金の周知と(7)の地方公共団体との連携も、どうやって我々が国民の目線で説明をできるのかということかと私は思っているのです。それで一応お聞きして、それをどのようにまとめるかということは、この委員会でどのようにするのかというお話になってくるのかなというところで、あえてお聞きしたということなんです。

おそらく、私の勝手な個人的な見解かもしれないのですが、国民はやはりここで税金を使っているわけで、その税金が本当に国民のために有効に活用されているのかというところが根本じゃないのかと。それで、室長がおっしゃるような単純な数値目標云々ではない、やはりそれがきちんと汗をかいて、努力をして、その結果こうですよ。例えば目標の設定も100%正しいとは言えないと思うんですね。やはりそこも総合的に考えて、評価するというか、判断するのは我々の責任ではないかと思っているのです、そこをいろいろ教えていただきたいと、私自身は思っております。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。今、鈴木先生のご発言でよろしゅうございますか。ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。

**【鈴木専門委員】** また再確認で申し訳ないんですけども、評価結果の説明というのは、これは基金のほうで原案は出していただけるけれども、結果的には我々の言葉で書かなきゃいけないという理解でよろしいんですね。

【亀井分科会長】 はい、そうです。

【鈴木専門委員】 そういうことが前提であれば、例えば調書の11ページの中で、(1)のところの説明の中で、法案と立案時の推定が約6万7,000で、受付が6万9,000に達した、また、認定は6万8,000に達していることと、このように書いてあるのですが、実施結果欄の説明の中で、請求漏れのないように努力しました、こういう努力をしましたと書いているんですね。何かそういうことを入れると、さっきの質の問題が出てくるのかなということで、ちょっと教えていただければなど。それから、この段落の②の一番最後、また、受給者から多くのお礼の声が寄せられたということですが、具体的にどのような声なのか。やはり、例えば親身になってとか、こういうことまでやっていただいた、おそらくそういうお礼の言葉ってあると思うんです。どういうふうに落とすかは別個にしても。そういうことというのは、やはり国民が望んでいることなのか。そこを教えていただければ、あとは結果的に我々が書くということになるんでしょうけれども、そこを上手に書く。だから我々はAAでいいということを国民の目線で見ましたと。そういうことが入れられれば、個人的にありがたいと思っているところです。

【大西理事】 まず質の話につきましては、11ページの(2)とか(3)のあたりで書かせていただいたつもりであります。それからどんな声なのかといいますのは、実施結果に書かせていただいております。

【堀川委員】 11ページにもこのところ、評価結果の説明のところですけども、(1)の上のほう、1、2、3行目ぐらいの後ろのほうから、基金サイド、要するに請求者が高齢であることに配慮し、基金サイドから積極的に請求者等に電話または文書により連絡をとりながら申請事務を進めるなど、請求者の負担の軽減を図ったこと、また、震災の被災者に対しても適正に対処ができていることから、この目標を大幅に上回って達成したと評価できると。今回、こういう具体的に個別に当たったということが多く寄せられたということなので、これがいいのかと。きめ細かに個別に対応されたところじゃないかと感じました。

【鈴木専門委員】 私もそう思いますね。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは委員の先生方からいろいろご意見をいただきましたので、以上の自己評価に関するご意見に関しましては、一応以上とさせていただきます。今後の評価の進め方に関し

ましては、本日頂戴しましたご意見、ご異論を踏まえさせていただいて、僭越でございますが、私のほうで奥林分科会長代理とご相談をしながら、評価調書の原案を作成させていただきたいと考えております。その後、事務局を介して委員の先生方にご相談をさせていただき、次回の分科会にお諮りをする案を作成させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

なお、今日、ここまでご審議をいただきましたのは、平成23年度の事業についてでございます。現在平和基金におきましては、平和基金において実施中の平成24年度の事業につきましても、例年と若干事情が異なる点がございます。先生方も既にご存じだと思いますが、例年であれば平和基金の業務実績及び自己評価につきましても、その翌年度の分科会において平和基金からご説明をいただき、それを踏まえて分科会としての評価を行うということとされております。しかしながら、平和基金が、先ほど審議官からのご挨拶の中にもございましたように、25年4月1日までに解散をするということでございますので、平和基金の解散後においては分科会として平和基金からのご説明を頂戴する、受ける機会が実はございません。この点につきまして、時任委員からも、平和基金が終わるとなると、次年度の評価は一体どこが書くのか心配だ、当然これまでのお仕事でご苦労された、平和基金が最もよくご存じなのだから、やはり平和基金にご苦労をいただくしかないのではないかとといったようなコメントをいただいております。分科会として適正な評価を行うことが求められておりますので、私としましては、より良い評価を行うためにも、これまで責任を持ち、かつ誠実に業務の管理に当たってこられた平和基金から、解散前にその業務の実績につきまして、実績の自己評価、財務状況について、従来の様式にのっとりた形で平和基金にご作成いただき、ご説明をいただく機会をぜひ続けていただきたいと思いますと考えております。

具体的には、事務局を通じて平和基金と調整をしていただき、次回の分科会において平和基金の平成24年度の評価、及び20年度から24年度までの5年間の中期目標期間の評価をどのように進めていくかについて、平和基金分科会の開催スケジュール案などを委員の先生方にお諮りをし、ご意見をいただきたいと思いますと考えておりますが、この点についていかがでございましょうか。

【堀川委員】 やはり今日の配付資料にもございますが、清算をするときの、役員が残って清算に当たるという規定がどうもないようなんですよね。今回の基金廃止法の中に。通常であれば、当然今まで業務の執行に当たってこられた役員の方が残ってなさるとい

ことになるはずなのですが。ですから、今、亀井先生言われたとおりのことで、やはり基金のほうでは是非ご協力をお願いできればと。亀井先生と同じ意見を申したいと思います。

**【鈴木専門委員】** 非常に難しいのは、これ法的にそうなっているんですけども、一般の企業を見ますと、やはり例えば清算、解散ということになると、皆さんご存じのように、そこで解散決議して、その後清算する。清算人は、解散前の代表がなるのが一般的だと思うんですよ。でもここの基金の場合は基金廃止法で、清算しないまま、基金の皆さんはもうお終いですよということになると、じゃあそれを引き継ぐのはどなたですかということ、総務省だと、こうなるということ。実際的に、実務をしていない人が引き継いで、技術的な話になってしまうかもしれないけれども、でも具体的に100%わかっていないわけなので、例えば分科会として、やはりいろいろ確認をしたいというふうなときにも、なかなかその確認ができないので、おそらくそういうことを亀井先生も気にしているし、我々としてもどうすればいいのかということがあろうかと思うんですね。

ですから、そこが非常に、ちょっと話が変わって関係ないんですけども、例えば責任関係というのは明確にならない。私も別の法人で監事をやっていますが、4月1日に監事に任命されて、4月1日以前の監査しろなんて言われても、ちょっとできなくて弱ったなといった経験も実はあるんです。監事も前任者から引き継ぎを受けるのですが、でも100%引き継げない。特に実務の場合はいろいろな細かいところもあるじゃないですか。そういった経験もあるので、そういう面で亀井先生がおっしゃるようなことを、基金にぜひやっていただければ、これお願いベースになってしまうんでしょうけれども、我々としても非常にありがたいなど、こういう気持ちであります。

**【亀井分科会長】** ご案内のように独法の解散というのはあまり例がなく、この平和基金の解散が今後独法の解散の先例になり得る可能性がありますので、ぜひ分科会としても平和基金からしっかりご説明をいただき、適切な評価が行えればというふうに念願しておりました。事務量が大変であるということとはほんとうに重々、私も存じておりますが、曲げて是非ご努力をいただければというふうに思っておりますので、是非次回の分科会において、この分科会の開催スケジュールの案についてお諮りをする際に、具体的な中身についても思いますので、事務局とご調整をいただきまして、おまとめいただければと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

**【福井理事長】** 平和基金といたしましても、今各先生方からお話、ご指摘いただいたとおりだと思います。24年度の業績評価だとか、期中ですが、あわせて中期計画も含め

て先生の皆様方にご報告させていただいて、基金の評価をしていただければと、そういう機会をいただければというふうに考えております。先ほど亀井分科会長からお話がありましたように、趣旨を踏まえて事業報告、事業評価、並びにお金のついて回る財務諸表関係も含めて、取りまとめていきたいというふうに思っております。

ただ、具体的なことにつきましては、実は総務省さんと解散引き継ぎの準備のために連携会議というのを来月からスタートする予定でございまして、その連携会議の中に実際具体的に実務を行う実務者チームを来月からスタートさせますので、その中で具体的に詰めて、できるだけ早くご報告できるようにさせていただきたいというふうに考えております。

**【亀井分科会長】** どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

この件に関してはよろしゅうございましょうか。何か特段ご意見ございませんか。ありがとうございます。

それでは次の議題に進ませていただきたいと思います。平和基金では、本年3月に役員報酬等の支給基準を改定したということでございますので、この議題4でございしますが、これにつきまして事務局よりご説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

**【黒田参事官補佐】** それではご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。1枚めくっていただきますと、概要が書かれておりますのでご覧いただければと思います。

本年2月に、先生方ご案内のとおりだと思いますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律というものが議員立法により成立いたしました。この法律は一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、まず昨年9月の人事院勧告にかんがみ、給与の改定について定めるとともに、あわせて我が国の厳しい財政状況、東日本大震災に対処する必要性にかんがみ、一層の歳出削減が不可欠ということで、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるといったような内容でございます。

平和基金ではこれを受け、国家公務員の給与水準を十分に考慮して、国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう役職員の給与改定が行われ、総務大臣にその旨の届け出がなされました。そこで役員の報酬支給基準については、独法通則法に基づき、総務大臣から総務省独立行政法人評価委員会委員長あてに通知が行われております。

具体的には、常勤役員の俸給月額を理事長84万3,000円、理事の74万1,000円から、それぞれ4,000円ずつ減額、また、非常勤役員手当ですが、理事長の4万10

0円、監事の3万5,100円からそれぞれ200円減額をしております。また、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの臨時特例措置として、常勤役員の俸給月額についてですが、9.77%の減額、非常勤役員手当につきましては、理事長の3万9,900円から3,900円の減額、監事の3万4,900円から3,400円の減額となっております。

これらの規定ですが、本年3月1日から施行されておりますけれども、臨時特例措置部分、こちらにつきましては4月1日からとなっております。

以上でございます。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

**【仲地専門委員】** 本分科会の役割は、これについては何でしたでしょうか。基準の変更について承認するかどうかということだったのでしょうかね。

**【黒田参事官補佐】** 参考法令等の8ページをご覧くださいと思います。8ページ、独立行政法人通則法第53条というものがございます。主務大臣は前条第2項、すなわち52条第2項で、これは特定独立行政法人についての規定なんですけれども、これが一般独立行政法人にも適用されておりますので、この52条第2項が適用されます。これは役員報酬の支給の基準を主務大臣に、この場合総務大臣ですけれども、届け出るとともに公表しなければならないとされております。53条ですが、この届け出があったときは、この届け出に係る報酬等の支給の基準を、評価委員会、つまり総務省の独立行政法人評価委員会に通知すると。総務大臣から通知を受けまして、この評価委員会、総務省独立行政法人評価委員会が、この通知に係る報酬等の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し意見を申し出ることができるということになっております。

この役員報酬等の支給基準に関する評価委員会の権限につきましては、分科会に権限がおりておりますので、分科会と読み替えていただいて、この報酬基準について分科会で何かご意見があれば、総務大臣に対し意見を申し入れることができるといったことになってございます。

**【仲地専門委員】** わかりました。

**【亀井分科会長】** ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

**【鈴木専門委員】** 1つだけ。基金は来年の3月末で解散するんですね。資料3の(2)

の臨時特例措置は平成24年4月1日から平成26年3月までとされていますが、何か奇異に感じるのですが、もう25年3月末で解散と決まっているのに、こういう形でやる必要があるんですか。ちょっと文書の作り方がどうかと思って、無いものについての規定もするのかなという単純な疑問です。

【北原特金室長】 (2)の26年3月31日までの特例措置の部分指して、平和基金の設置期限をオーバーして書いているじゃないかと、そういうご指摘ですね。これは、国家公務員のほうで2年間とされていますので。

【鈴木専門委員】 国家公務員のですか。わかりました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは議題4につきましても、今ご説明があったとおりとさせていただきます。

本日の議題は以上でございますが、最後にこれまでの内容につきまして何か、全体としてご質問、ご意見等ございましたらお示しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

はい。それでは最後に事務局より、次回の日程などについてご説明いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【黒田参事官補佐】 それでは既に委員の皆様方には事務的にご案内をさせていただいておりますが、次回の分科会、7月31日火曜日、14時からでございます。場所は本日同様、こちらの会議室を予定しております。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは以上を持ちまして第27回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

(以上)